

《令和 4 年度》

新型コロナウイルス感染症に対応した

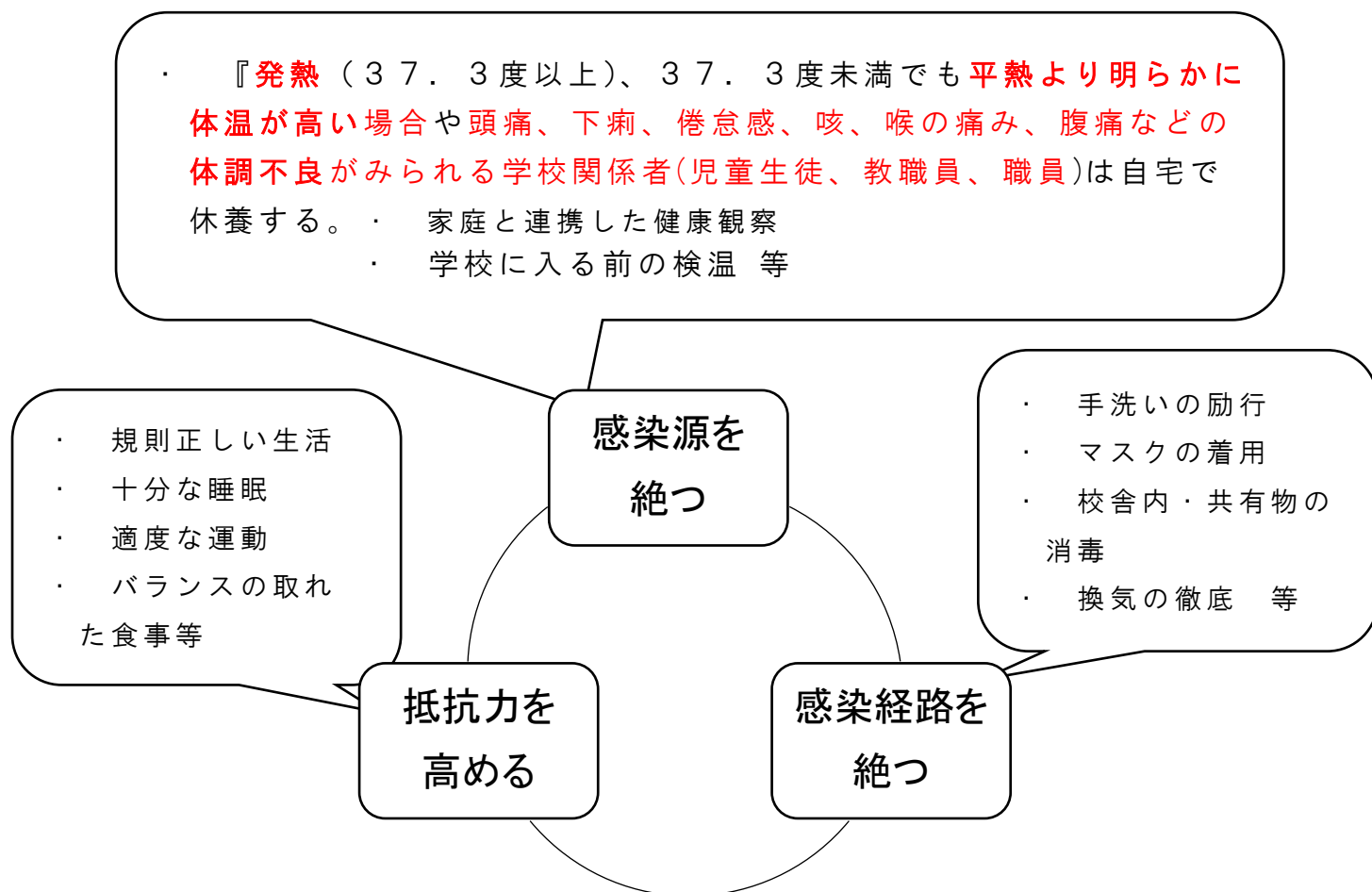
家庭用

学校ガイドライン

ジャカルタ日本人学校

学校における基本方針

(1) 児童生徒の安全を最優先に考え、感染症対策の3つのポイント「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」を踏まえ取組を行うこと。



(2) 学校での生活は、三密（密閉、密集、密接）の条件が同時に重なる場をなくす環境づくりに努めます。

(3) 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないよう人権的配慮に十分留意します。また、個人情報の取扱いにも留意します。



登校前・登校時

【家庭】 体温が37.3度以上の場合は登校を控えてください。

37.3度以上の発熱は認められないが、平熱より明らかに体温が高い場合や頭痛、下痢、倦怠感、咳、喉の痛み、腹痛などの体調不良が見られた場合も登校を控えてください。

【学校】 登校時に検温をし、37.3度以上の場合や体調不良の場合は早退となります。家庭に連絡しますので、迎えに来てください。

※健康観察カードに平熱を記載してください。

(1) 登校前【家庭において】

- 毎朝、保護者による子どもの健康観察、体温測定を行い、「健康観察カード」に記録してください。カードは登校の際に持たせてください。
- 発熱、体調不良が見られた場合は、登校を控え医療機関を受診してください。
- 発熱、体調不良がある場合には、自宅で休養することを徹底してください。
- 同居の家族に発熱、体調不良が見られる場合も同様です。健康観察カードに同居家族の健康状態も記入してください。

令和4年度健康観察カード

S D 年 組 氏名 () 平熱 °C

《 月 》

日	曜日	体温	症状	主な症状	水泳の授業	同居家族	サイン	担任
1		℃	あり なし		できる・できない	○ △		
2		℃	あり なし		できる・できない	○ △		
3		℃	あり なし		できる・できない	○ △		
4		℃	あり なし		できる・できない	○ △		

健康観察カードについて～保護者の皆様へのお願い～

- 体温は毎朝必ず検温し、家族の体調も含めて、保護者が確認し、サインをしてください。
- 症状がある場合は主な症状を記入してください。
- 症状または同居家族の体調のどれかにチェックがある場合は、学校に入れません。ご理解とご協力をお願いします。
- 同居家族に体調不良があった場合の欠席についてはP.11を参考にしてください。
- オンラインで参加している児童生徒も、毎日検温し、記録をしてください。

（２）登校時

- 登校時はマスクを着用してください。
- 学校に到着後、靴箱まで決められたルートを通り、できるだけ人との間隔を開けるように通行し、密集することのないよう注意します。
- 各学年の担当者が昇降口で検温し「健康観察カード」を確認します。体調不良者や未記入の場合は保護者の方に確認をとることがあります。
- 登校時の検温で体温が37.3度以上ある場合は、保健室で再検温します。
再検温の結果、37.3度以上の場合は、担任又は学年主任から保護者へ連絡しますので、速やかに迎えにきてください。
- 登校したら、石けんで手を洗います。

学校生活

（１）教室（担任・学担）

- 登校後、石けんで手を洗います。
- 校内ではマスクを着用してすごします。
- 一か所に人が密集しないよう注意します。
- 近距離で対面の会話はできるだけ避けます。
- 原則として学用品等の貸し借りはしません。
- 水とうは、自分で保管します。
- 教室の出入り口は、入り口専用と出口専用があります。
- 水の補給は原則しません。各家庭で水分補給に必要な分を準備してください。
※水筒を忘れた場合や水がなくなってどうしても水分補給をしないといけない場合は、担任に相談します。
- 臨泊タオルにはマスクの予備も一緒に入れておきます。



（２）休み時間（朝活、昼休み等）

- 休み時間は、次時の準備・教室移動・トイレに行く時間です。
- 教室等の移動時には、「密」「接触」を避け、移動中は話をしないようにします。
- 図書室や特別教室に入る前は必ず手を洗います。
教室に戻る時も、必ず手を洗います。
- アトリウム、体育館、グラウンド等では、接触や密集に注意して活動します。
- 遊具を使用した後は、必ず石けんで手を洗います。
- 外で遊ぶ時は人との距離をとり、接触しないように注意します。
- 廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内は右側通行です。

- 売店の利用時間は休憩時間のみとし、学用品や水を買ったあとは手を洗ってから教室へ入ります。お金を触った時は必ず石けんで手を洗います。
- ※売店では水と学用品を買うことができます。

(3) 授業中の流れとスタンス

- 十分な間隔（1m以上）をとり、学習します。
- ペアトーク・グループ活動を行う場合は、先生の指示に従い、距離をとって行います。
- 近距離で対面の会話はできるだけ避けます。
- 共有する用具・学用品（実験用具、楽器）がある場合は、使用前後に手を洗います。
- マスクの着脱がある場合は先生の指示に従い、とりはずしたマスクは保管用の袋に入れるか、内側を触らないようにたたんでポケットに入れます。
- 予備のマスクを必ず持ってきます。
- 使用したマスクを捨てる場合は専用のゴミ箱に入れます。

(4) 特別教室での学習

- 密を避けて机を使うので、先生の指示に従って着席します。
- 特別教室に入る前には必ず手を洗ってから入室します。
- 特別教室への移動は十分な間隔をとり、移動します。また、移動中は話をしないようにします。
- 特別教室から教室へもどる時は必ず手を洗います。

(5) 昼食

- 食べ物や飲み物は共有しません。
- 食事の前には、必ず石けんで手を洗います。
- 対面せず、同一方向を向いて、黙って食事をします。
- 食事中、マスクはあごにかけずに外します。
- 食べ終わったらすぐに着用します。

下校時

- 下校する時は担任の指示に従って少人数で教室から出ます。
- バス通学者は、チャプロンさんの指示に従って、手指の消毒を行って車に乗ります。座席は、指定されたところに座ります。また感染防止のため車内では常にマスクを着用し、友達と話をしないようにします。
- 自家用車での通学者は、密と混雑を避けるため、3つのアトリウムに分かれて待機します。
- 一度外に出たら、校舎内にもどらないようにします。保護者の人と合流したら、速やかに車に乗ります。
- 自家用車はカーコールをすることはできません。保護者（またはソピルさん）が待機場所へ行き、児童生徒と合流してから車へ移動してください。

感染症対策（感染予防対策用品・保健指導）

（１） 感染予防対策用品の設置

感染予防対策用品	設置場所
手指消毒液	ロビー・昇降口・各教室・特別教室・図書室・体育館
ふた付きのゴミ箱	トイレ・手洗い場・各フロア廊下・各教室
マスク専用ゴミ箱 （手で開閉しないタイプ）	各フロア廊下
ペーパータオル	トイレ・手洗い場
靴底消毒マット	ロビー・昇降口・トイレ入り口
予備のマスク（返却は不要）	各教室・保健室・職員室
汚物処理セット（バケツ）	※嘔吐や血液等も含め、物品等の消毒用
ペーパータオル・ビニール袋・ゴム手袋・マスク	各教室
ベイプ消毒液（サニテック）	各学級・特別教室
次亜塩素酸ナトリウム（原液）	職員室・保健室
非接触体温計	セキュリティ・保健室・各学年
空気洗浄機	各教室2台

（２）保健指導

①養護教諭

保健だより等で児童生徒、保護者、職員への注意喚起、保健指導を行います。

②担任

手洗い・マスクの着用・咳エチケットなど、学校生活で気を付けることを学級で指導します。

（３）マスクの着用

- ☐ マスクは登下校も含めて常時着用します。
- ☐ 運動をする時は熱中症対策としてマスクをはずして活動することがあります。
その時は、マスクの保管に注意します。
- ☐ マスク保管用の袋を用意し、予備のマスクを入れて持ってきます。
- ☐ マスクの貸し借りはしません。
- ☐ 使用済みマスクは、各フロアに設置してあるマスク専用ゴミ箱にすてます。

（４）手洗い

- ☐ 石けんを使って丁寧に手を洗い、自分のハンカチで手をふきます。
- ☐ ハンカチを忘れずにもって来ます。
- ☐ 手洗い場では、密をさけ、表示に従って順番を待ちます。
- ☐ 爪を短く切り。指を清潔に保ちます。
- ☐ 手で目や鼻、口を触らないようにします。
- ☐ 手洗い場がないところでは、消毒液を使います。
- ☐ 外から教室へ戻る時は、必ず手を洗ってから入室します。

（５）換気

- ☐ 教室の窓は対角になるよう２か所を常にかけておきます。
- ☐ 換気扇を回して空気の入替えをします。
- ☐ 教室のエアコンと空気清浄機は児童生徒がいる間は常時つけておきます。

発熱等の症状がでた場合

(1) 出席停止・早退について

【出席停止基準】

- ① 37.3℃以上の発熱がある場合
- ② 37.3℃以上の熱がなくても、平熱より明らかに体温が高い場合や頭痛、下痢、倦怠感、咳、喉の痛み、腹痛などの体調不良がある場合

【早退基準】

- 上記出席停止基準の①②のどちらか1つでも当てはまる児童生徒は、早退します。

【家庭へのお願い】

- 毎日登校前に検温を行い「健康観察カード」(別紙)に体温と体調を記入してください。
健康観察カードは土日も記入し、同居家族の体調も記入してください。
- 37.3℃以上の場合、または体調がすぐれない場合は登校を控え、自宅で休養してください。
- 平熱が高い児童生徒やアレルギーで消毒液が使えない児童生徒は、個別にご相談ください。
- 登校後体調が悪くなって早退する場合、兄弟姉妹も一緒に早退します。(下校後、オンライン学習に参加してください。)

同居している家族に症状があるときも出席停止です。



体を休めている間は『出席停止』とし、体調が良くなってオンラインで学習に参加した場合は、出席とします。

2) 出席停止の取扱

次の場合、欠席扱いとせず指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

区分	事由	記入上の名称
学校保健安全法 第19条の規定に 基づく出席停止	児童生徒自身の感染が判明した。	新型コロナウイルス感染症
	児童生徒自身が、濃厚接触者に特定された。	新型コロナウイルス濃厚接触者
	児童生徒自身が、発熱等、風邪の症状がみられる。	新型コロナウイルス感染症関連による
	児童生徒の同居人に発熱等、風邪の症状がみられる。	新型コロナウイルス感染症関連による
「災害変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	保護者から、感染症予防や感染への不安のため、子どもを休ませたいと相談があった児童生徒について、新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。	新型コロナウイルス感染症関連による
	医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合。	新型コロナウイルス感染症関連による

＜濃厚接触者の定義＞

■ 本校における新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者（以下、濃厚接触者）とは、「患者と同居している者」、「患者が発症する2日前から、1メートル程度の距離で、マスクをせずに15分以上会話した者」等、国立感染症研究所の定義によるものとします。

(3) 出席停止の期間について

① 児童生徒自身の感染が判明した場合【新型コロナウイルス感染症】

《出席停止の期間》

開始日：感染の判明した日（発症日）

判明前から体調不良で欠席している場合はその間も出席停止扱い

期 間：専門医等が快癒を認める等登校を許可するまでの間

無症状の場合は、PCR検査を受けた日を0日として7日間

② 児童生徒が濃厚接触者に認定された場合【新型コロナウイルス濃厚接触者】

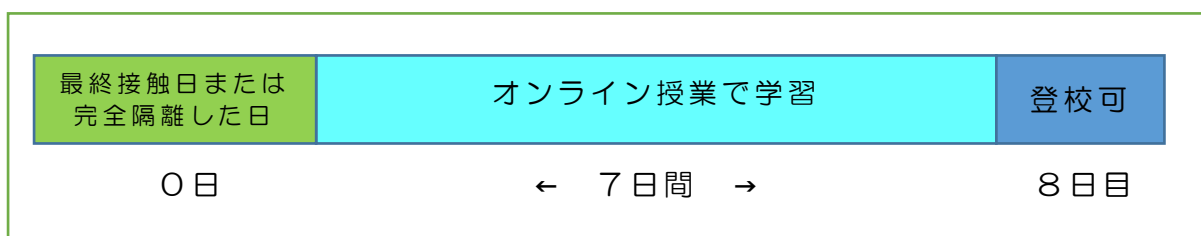
《出席停止の期間》

開始日：濃厚接触者と認定された日

期 間：最終接触を0日として7日間

※同居の場合は完全隔離した日を起算日とする。

⇒期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ



③ 児童生徒自身に発熱、体調不良が見られる場合

【新型コロナウイルス感染症関連による】

《出席停止の期間》

- 本人に発熱、体温が37.3度未満でも平熱より明らかに体温が高い場合

開始日：症状の出た日

期 間：症状が治まった日を0日として3日間

- 頭痛、下痢、倦怠感、咳、喉の痛み、腹痛などの体調不良が見られた場合

開始日：症状の出た日

期 間：症状が治まった日を0日として2日間

※特に喉の痛み、咳は、受診し抗原検査を受けるようにしてください。

※腹痛の原因が便秘の場合は、翌日（1日間）自宅で様子をみて症状がなければ登校可

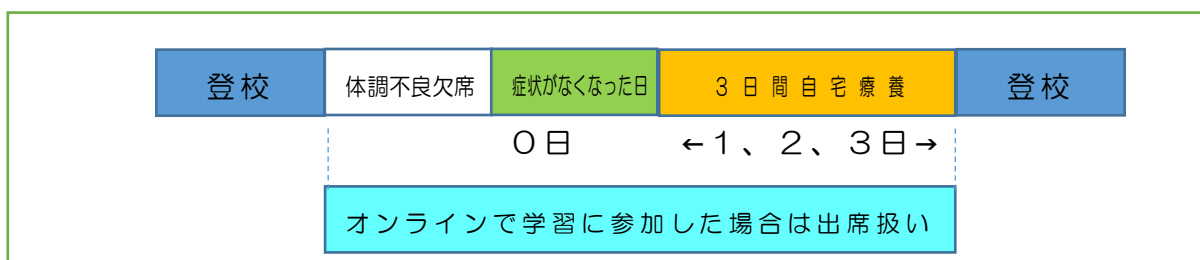
- 症状が続き、医療機関へ相談した場合

期 間：専門医、医療機関の指示した日まで出席停止

- 新型コロナのPCR検査を受けた場合

期 間：専門医、医療機関の指示した日まで。

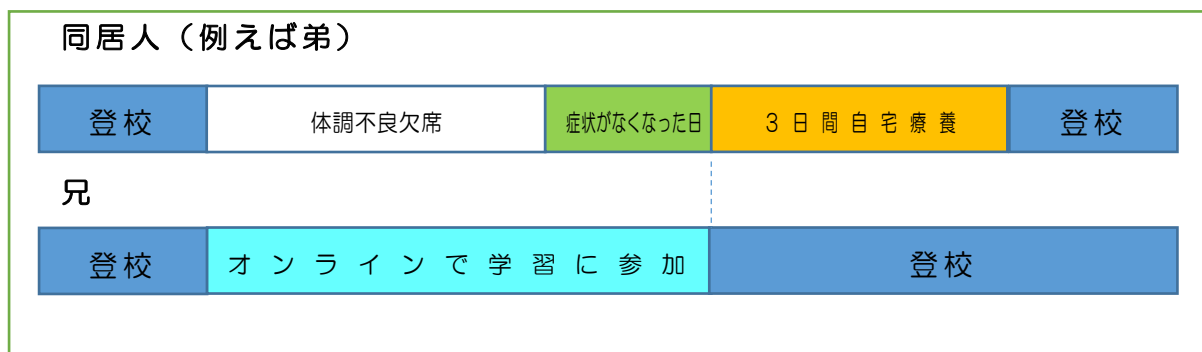
⇒感染が判明すれば「①」へ



④ 児童生徒の同居人に発熱、体調不良が見られる場合

同居人が発熱した場合は、③児童生徒自身に発熱等・体調不良が見られる場合に準ずる。同居人に熱はなくても、平熱より明らかに体温が高い場合や頭痛、下痢、倦怠感、咳、喉の痛み、腹痛などの体調不良がある場合は、同居人の症状が治まるまで登校を控える。症状が治まった翌日から登校可能。

※医療機関へ相談した場合は、医療機関の指示に従ってください。



■体調が悪い時は無理をせず、ゆっくり休みましょう。医療機関へ相談した場合は、医療機関の指示に従ってください。

■心配なことがある場合は、担任または養護教諭にご相談ください。

※出席停止期間については、大使館の医務官からの指導をもとに設定しています。

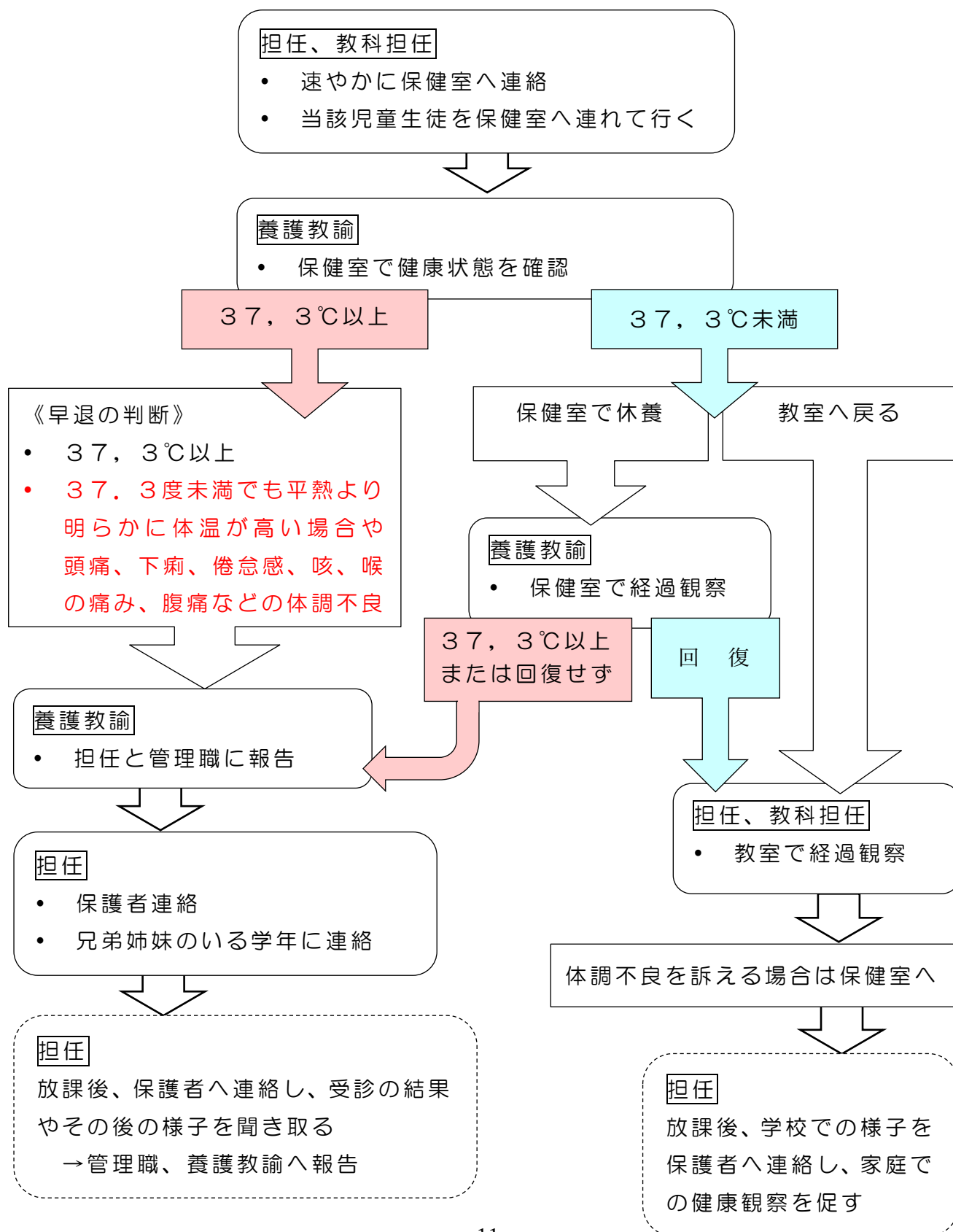
<医務官より>

新型コロナウイルス感染症への感染は、検温だけでは防げません。発熱していなくても、いつもと違う症状（咳、喉の痛み、頭痛、悪寒がする、下痢など）があった場合は、出勤・登校しないで、他の人に接触しないようにすることが大切です。体調不良の場合は、医療を受診し、医師の診断を仰いでください。

P C R検査が陰性であった、またはP C R検査を受けていない場合、新型コロナウイルス感染症以外の病気の診断を受けた場合も、解熱（症状が治まった翌日）から3日間は自宅で様子をみて、他者と接触しない方がよいです。

特に新型コロナウイルス感染症では、発症する48時間前から発症後24時間の感染率が高くなります。同居家族が発症した場合も同様で、発症者との接触を避けるとともに、同居家族も他者との接触を控えて自宅で様子を見ることをおすすめします。

校内で体調不良が発生したときの対応



児童生徒の心のケア・家庭との連携

- 児童生徒の人権の尊重、感染症の予防、感染拡大の防止に配慮します。
- 職員、児童生徒に新型コロナウイルス感染症と判断された感染者を特定しようとすることや SNS 等で誤った情報を発信することは、児童生徒等のプライバシーへの配慮を欠く行為です。また、それらの行為はいじめや差別につながる恐れもあります。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導するとともに、人権教育の指導の充実を通して、感染者等に対する偏見や差別、いじめが生じることのないように取り組みます。

学校の「新しい日常」～保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、保護者の皆様も含めて、学校に通う子供たち一人一人が感染拡大を防止する習慣を実践することが必要です。

感染症基本行動3か条

- 「3つの密」を徹底的に回避
- 正しいタイミングと正しい方法で手洗い
- 咳エチケットの徹底



登校前に御協力いただきたいこと

- 登校前に検温
- 健康チェック（せきなどの風邪症状）
- マスクを着用して登校



保護者の皆様も一緒に健康観察をお願いします。本人やご家族が発熱や風邪の症状がある場合は、自宅で休養させてください。

学校における感染症対策

- 身体的距離（1～2m）を確保（列ができそうな場所に立ち位置をマーキング）
- 校舎に入る前にも検温（サーモグラフィーや非接触式体温計で確認）
- 教職員及び児童・生徒はマスクを着用（体育の授業中や事情のある場合は除く）
- 授業中を含め十分な換気の実施（教室のドアは常時開放、30分に一度は窓を開放）など